

後期高齢者医療の入院時食事療養標準負担額 および生活療養標準負担額が改定されます



問 佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 給付係 ☎0952-64-8476 / 市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159

■ **食事療養標準負担額** 6月1日から入院時の食事療養標準負担額（食費の自己負担額）が改定されます。

対象者の分類		食事療養標準負担額（1食につき）	
		変更前	変更後
現役並み所得者Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ、一般Ⅱ・Ⅰ		460円	490円
区分Ⅱ、区分Ⅰのいずれにも該当しない指定難病患者		260円	280円
区分Ⅱ	90日までの入院	210円	230円
	過去1年で90日を超える入院	160円	180円
区分Ⅰ		100円	110円

■ **生活療養標準負担額**

6月1日から療養病床に入院したときの、生活療養標準負担額（食費・居住費の自己負担額）が改定されます。

対象者の分類		医療の必要性の低い場合		医療の必要性の高い場合	
		食費（1食につき）		食費（1食につき）	
		変更前	変更後	変更前	変更後
現役並み所得者Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ、一般Ⅱ・Ⅰ		460円	490円^{※1}	460円	490円^{※1 ※2}
区分Ⅱ		210円	230円	210円	230円^{※3}
区分Ⅰ	老齢福祉年金受給者以外	130円	140円	100円	110円
	老齢福祉年金受給者	100円	110円	100円	110円

※1 保険医療機関の施設基準などにより（変更前：420円、変更後：450円）となる場合があります

※2 区分Ⅱ・Ⅰを除く指定難病患者は（変更前：260円、変更後：280円）となります

※3 過去1年で90日を超える入院の場合は1食当たり（変更前：160円、変更後：180円）となります

※4 指定難病患者は0円となります

対象者の分類など、くわしくは多久市ホームページでご確認ください。

お知らせ

個人住民税の定額減税のお知らせ

問 税務課 市民税係 ☎0952-75-2126



令和6年度税制改正により、令和6年度分の個人住民税において、定額減税を実施します。

■ **対象者** 令和5年中の合計所得が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

■ **減税額** 本人1万円、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円が加算されます

くわしくは、多久市ホームページでご確認ください。



もう草で悩ませません！毎月の定期除草で雑草の悩みを解決！

除草のサブスク

敷地30坪まで 3,850円(月額)～
敷地31坪より 5,800円(月額)～

お気軽にお問い合わせください！

TEL 0952-72-5161

空き家の活用、相続関係の相談など
その他、住まいの問題を解決します

E・B・ONE
TEL 0952-73-8060

防犯と除草で安心！

空き家巡回管理

ご自分たちで管理が難しくなった空き家はありませんか？

月額 5,500円
年6回除草付

TEL 0952-37-3227

昭和3年創業、100年企業を目指して！

株式会社エグチ・ビルド

小城市三日町三ヶ島702番地
営業時間：月～金曜 9時～17時

広告